別記様式１－３：譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年２月 15 日までの間に、被相続人居住用家屋が耐震基準に適合すること

記入例（空き家を譲渡した後に耐震基準に適合すること又は除去等した場合）様式 1-3

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者　住所　練馬区豊玉北６－１２－１

氏名　練馬　太郎　　電話 03-3993-1111

・相続人が２名以上の場合、申請書は「相続人ごと」に作成してください。
・相続人が２名以上で同時に申請される場合、申請書以外の必要書類については人数分を添付する必要はありませんので、各１通ご用意ください。

下記について確認願いま

下記家屋及びその敷地等は、
が耐震基準に適合することとな
失をした場合」（租税特別措置
住の用に供されていたことが
る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※１）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件（※２）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第５項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者が　と

（※１）通知における特定事由と同じ。

住居表示でも地番でも構いません。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※３）の所在地（敷地の所在地番）	練馬区石神井町３－３０－２６		
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※４）	昭和４０年　４　月　１　日		
被相続人の氏名及び住所	（住所）練馬区石神井町３－３０－２６		
	（氏名）石神井　花子	申請者からみた続柄	母
家屋が耐震基準に適合することとなった場合は右の□に✔のうえ、その日を記入（※５）	耐震基準に適合⇒□　年　月	取壊し、除却又は滅失⇒☑　令和６年　１２月１日	
相続開始日（被相続人の死亡日）	令和５年　４　月１日	譲渡日（※７）	令和６年　１月　１日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙 換価分割の場合は✔　⇒　□	□家屋 □敷地等	（住所） （氏名）	
	□家屋 □敷地等	（住所） （氏名）	
相続人（※８）の数（申請者含む） ※該当する□に✔	☑　２名以下 【特別控除額の上限額　3,000万円】	□　３名以上 【特別控除額の上限額　2,000万円】	

登記簿等でご確認ください。

最終的な資産の引渡日をご記入ください。

（※３）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被
下同じ。）により相続人（包括受遺者を含む。以
（※４）申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年５月 31
（※５）耐震基準に適合することとなった日には、耐震
事の完了日を記載する。
（※６）家屋の取壊し、除却又は滅失した日には、閉鎖
（※７）申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相
での間にしたものに限る。なお、本申請書を用い
（※８）相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限る。

相続人（申請者）が複数名いる場合にご記入ください。３名以上は控除額の上限額が変更となります。いない場合は記入不要です。
また、相続人の数を明らかにする書類が必要です。

被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

記載不要

確認年月日		
確認を行った市区町村長		印

確認が終了した場合に、区長印を押印し返却します。